

◎ いじめの防止についての基本的な考え方

全教職員が、「いじめは人として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす。また、すべての児童に関わる問題である」という認識をもち、いじめ防止に向け、ささいな兆候を見逃さないように努め、常に情報交換をするとともに、いじめ防止等に関する年間計画を作成し、学校全体で組織的・計画的に取り組んでいきます。

未然防止の

取組

- ・ 学級活動を通して、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ・ 教育活動全体を通して、異学年交流や体験活動を推進することで、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

早期発見の

取組

- ・ ふれあいアンケートや教育相談を定期的に実施（6月・10月・2月）し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・ スクールカウンセラーとの連携やいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介したり、校内掲示板に常掲したりし、児童が相談しやすい環境を整えます。
- ・ 教職員の校内研修等を実施し、いじめに関する指導力向上を目指します。

いじめに

対する

措置

- ・ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応し、被害児童を守り通すという姿勢で問題の解決を図ります。
- ・ 加害児童には教育的配慮の基、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携の基で取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりをします。

【重大事態への対応】

重大事態が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告、当該事態の調査、子どものケアなど、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。

＜学校の取組に対する検証・見直し＞

- ・ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努めます。